第2期和光市子ども・子育て支援事業計画 施策の展開

基本方針Ⅰ)安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進

妊娠・出産・産後・子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう妊娠期から切れ目なくサービスの提供を行うなどの支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、個々の課題に応じた適切な支援を提供します。

妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化を行うことにより、様々なリスクの早期発見、早期対応を行うとともに、地域や子どもに関わるさまざまな機関の目で見守ることで虐待の予防を行います。

① 妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない支援体制の強化

事業名	事業概要	主担当課
重点 利用者支援事業(子育て世代 包括支援センター)の相談支 援	子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健ケアマネジャー及び子育て支援ケアマネジャーを配置し、 妊娠期から子育て期まで継続して相談支援を実施し、 必要なサービスの調整等を行う。(母子保健ケアマネジャー配置の子育て世代包括支援センターにおいては母子健康手帳交付を実施する。)	地域包括ケア課
乳児相談(集団)	乳児に対して身体計測を行い、月齢に合わせた保健指導を栄養士・保健師・助産師等が行い、育児や離乳食等の相談に応じる。	ネウボラ課 地域包括ケア課
乳幼児発育・発達相談	発達専門医(小児神経科医)による発育・発達に遅れ のある児に対する相談を行うとともに、適切な医療や 早期療育への助言を行う。	ネウボラ課
心理相談	発達に遅れのある児に対する相談と発達段階に応じた 保護者への助言を行う。必要に応じて、発達検査(新版K式発達検査、田中ビネー発達検査等)を実施する。	ネウボラ課
栄養相談	親子の栄養に関する相談を電話・来所にて受ける。 ※希望により家庭訪問を実施する。	保健センター
子育てサポート相談	子育てに悩みを抱える保護者を対象に、心理士による 相談・助言を行う。	ネウボラ課
妊婦健康診査	妊娠届出を提出した妊婦に対し、妊婦健康診査(14回)の助成を行う。妊娠月週数に応じた問診、診察等により、妊娠経過、合併症及び偶発症について観察し、流・早産等の母・児の障害予防を行うとともに、必要な保健指導を実施する。	ネウボラ課

事業名	事業概要	主担当課
産前・産後サポート事業	市内の子育て世代包括支援センター等において、保健師 や助産師等が、産前のプレパパママ教室や産後の新米マ マ学級、赤ちゃん教室などの集団を対象とした子育て講 座を実施する。	地域包括ケア課
乳幼児全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	助産師又は保健師等が、生後4か月までのお子さんがいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、心身の状況及び養育環境などの把握を行い、相談に応じ助言その他の支援を行う。	ネウボラ課
乳 幼児 健康 診査 (4 か 月・10か月・1 歳 6 か月・ 3 歳 4 か月)	対象月齢の児を対象に、保健センターで集団方式で各健 康診査を月1回実施。対象月齢に合わせて、各健康診査 で各種教室(離乳食教室、歯磨き教室、フッ素塗布等) を実施する。	ネウボラ課
予防接種事業	被接種者(生後2か月から20歳まで)が医療機関で予防接種ができるにする。被接種者(生後2か月から高校3年生まで)の接種時期が近づいたら、接種勧奨通知を自宅に送付(外国人には、外国語版の予診票を送付)。被接種者の保護者を対象に予防接種に関する相談を電話・来所にて受ける。 県外で予防接種を実施できるよう、希望者の申請に基づき、依頼書を発行、償還払いを実施する。	保健センター
ホームスタート	子育て経験を有し、支援に関する講座を修了した者が、 傾聴ボランティアとして家庭等を訪問し、家事等を代行 するのではなく共同で行うとともに、子育てにおける悩 み等を傾聴・助言を行う。	地域包括ケア課
地域子育て支援拠点	地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談 支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づ くり等や親子の交流も支援する。	地域包括ケア課
児童センター・児童館	幼児サークルの実施等の親子ふれあい事業の実施を通じて、子育て中の保護者の交流の場として機能させるとともに、関係各所と連携し、相談支援機能の充実を図ることで、子どもや保護者の孤立防止、子ども及び子育て家庭における問題の早期発見をする。	保育施設課
幼・保・小連絡協議会	幼稚園・保育園・小学校が互いに連携し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼稚園児・保育園児及び小学校児童との交流及び職員間の交流、保育課程・教育課程の編成及び支援・指導方法についての交流等を行う。	学校教育課 保育サポート課

② 特別な配慮を要する家庭への支援強化

事業名	事業概要	主担当課
市おける課題把握から支援までの体制	市内の各日常生活圏域に子育て世代包括支援センターを 設置し、母子保健ケアマネジャーや子育で支援ケアマネジャーを配置し、妊娠初期の母子手帳の交付時から、ケアマネジャーがアセスメントを行うことで、子育で世帯の状況を的確に把握し、必要に応じた相談支援を行う。アセスメントに当たっては、世帯の課題を身体的状況(妊婦や配偶者の身体疾患、若年出産や高齢出産、多胎妊娠等)・精神的状況(妊婦や配偶者の精神疾患、出産や子育でに関する過大な不安感等)・社会的状況(未婚、ステップファミリー、支援者不足、母国語が外国語等を理由としたコミュニケーション困難等)・経済的状況(離職、失業、無職等)に4分類し系統的な把握を行い、それぞれのリスクの重軽に基づき総合的なリスク判定を行う。併せて、出産後についても産前に把握したリスクを踏まえ世帯の状況を把握し、対象世帯の生活課題が深刻化しないよう、関連施策・機関と連携し必要な支援を実施する。	地域包括ケア課
ハイリスク妊婦への支援	母子保健ケアマネージャーや子育て支援ケアマネージャーのアセスメントに基づいたケアプランにより、支援を要する世帯に対し、産前・産後ケア事業(家事援助等のヘルパー派遣や新生児及びその産婦を対象としたショートステイ・一時保育等)を実施する。	地域包括ケア課
ひとり親への支援	母子・父子自立支援員がひとり親や離婚検討中の市民に対し、相談支援を行い、児童扶養手当や、医療の一部助成などの各種手続き、就労支援などを行う。また、ひとり親世帯の課題に応じて、必要なサービスにつなげる。	ネウボラ課
障害児・者への支援	手帳交付、手当・年金・医療費の案内・手続きのほか、 必要な障害福祉サービスの調整、支援を行う。	社会援護課
障害児保育 障害児一時保育	障害児の健全な成長を促進するため、障害児と他の児童 との集団保育を行う。	保育サポート課
生活困窮世帯への支援	くらし・仕事相談センターによる家計再建プランの作成や、就労支援の実施、子どもの貧困の連鎖を断ち切るため学習支援を行う。 (和光市生活困窮者自立支援計画において子どもの貧困対策も含め、施策を展開する)	社会援護課 地域包括ケア課
	子育て支援拠点において、外国人親子の集い等の交流会 を実施する。	地域包括ケア課
外国籍の子ども・子育て 家庭への支援	母子健康手帳の交付時やこんにちは赤ちゃん訪問など英語対応が必要な家庭には英語版の書類の交付、英語対応可能な助産師による対応などを行う。 市役所窓口においては、外国語対応協力職員制度を活用し、多言語に対応する。	ネウボラ課
重点 (虐待防止対策) 虐待対応要保護児童 対策地域協議会	保護・支援を要する児童について、必要な措置・支援を 講ずる。支援方針については要保護児童対策地域協議会 の中で関係機関を交え協議を行う。	地域包括ケア課

事業名	事業概要	主担当課
<教育と福祉の連携> 就学相談・就学支援 委員会	市内小中学校の校長や教頭、特別支援学級の担当教員や教育支援センターのスタッフ等が、和光市内在住の児童・生徒及び就学予定者で、教育上の特別な配慮を要すると思われるお子さんの就学に関し、心配事やお困りごとのある保護者の相談支援を実施する。	学校教育課

基本方針Ⅱ 子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実

市では、待機児童解消のために保育の受け皿の拡大として基盤整備を進めてきました。それに伴い様々な事業主体の参入が進んでいることから、子どものいのちを預かり健やかな成長を保障する保育の質の確保・向上を図ります。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり保育、病後児保育等にかかるサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保にも努め、預けたいときに預けられる子育て環境を目指してまいります.

③ 「子ども基点」の子どもの育ちと子育ての質の確保・向上

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
<u>重点</u> (仮称)保育センターの設置	公設保育所の公務員保育士が市内の保育施設同士の情報共有・連携の橋渡しをするとともに、市内保育施設(認可外保育施設を含む)の巡回支援や、保育の質の向上のための研修内容や教材の研究、更には在園児以外の児童・家庭に対する新たな事業の検討などを行う。	保育施設課保育サポート課
子ども・子育て支援事業 従事者に対する研修	子どもが自己肯定感を育み健やかに育つしくみづくりを目指し、地域包括ケアシステムの理解と保育所保育指針に基づく保育の実践を図るため、講義や体験形式等様々な方法による研修を実施する。	保育サポート課
子育て支援員研修・放課後児 童健全育成事業研修	埼玉県又は市主催の子育て支援員研修等の実施にあたって、保育士資格等を取得していない従事者への研修参加を促す。	保育施設課
指導監査・運営指導	保育施設課職員(保育園長経験職員1名、管理職1名)により、1年に1回、市内民間保育施設(認可)全園及び市内認可外保育施設全園に対する指導監査(実地指導)を実施する。	保育施設課

④ 多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

事業名	事業概要	主担当課
時間外保育(延長保育)	在園児を通常の利用時間以外の時間においても継続的 に保育を行う。	保育サポート課
休日保育	保護者が就労等により休日に就学前児童を家庭で保育できない場合にみなみ保育園一時保育室で子どもを預かり、必要な保育を行う。(1日あたり10名)	保育サポート課

事業名	事業概要	主担当課
年末保育	保護者の就労等により、年末の12月29日・12月3 0日(日曜日は実施なし)に保育ができないときに「に いくら保育園」で保育を行う。(1日あたり10名)	保育サポート課
育成一時保育	心身に障害を有する児童を持つ保護者の家庭保育に伴 う心理的又は肉体的負担を軽減するため、ほんちょう保 育園で一時的に保育を行う。	保育サポート課
病児・病後児保育	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場 合に一時的に保育を行う。	保育サポート課
一時預かり (幼稚園の延長保育)	幼稚園において、教育時間の前後や土曜日などに一時的 な預かりを実施する。	保育サポート課
一時保育	保護者の就労形態の多様化や傷病等により保育が必要 となる児童を一時的に預かり、必要な保育を行う。	保育サポート課
子育て短期支援事業(シ	ファミリーサポートセンター事業や緊急サポート事業 において宿泊保育を実施する。 (事業詳細についてはファミサポ参照)	
ョートステイ・ トワイライトステイ)	産後ケア事業として新生児およびその産婦を対象としてショートステイ(母子一体)を実施する。産後親族等支援者の支援を受けることが難しい世帯や、産婦の身体・精神的に支援を要する世帯について、看護師や助産師が常駐する施設においてケアを行う。	地域包括ケア課
ファミサポ (産前・ 産後サポート事業)	妊娠期から生後43日までの期間で、妊娠中や産後を安心して過ごせるよう家事や育児を地域でサポートする。	地域包括ケア課
ファミサポ	生後44日から12歳までのお子さんのいる家庭において、 子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と手助けで きる人(協力会員)による、地域における相互援助活動 を実施する。	地域包括ケア課
緊急サポート	小学校卒業前までの児童について、病児や病後児、緊急時や宿泊を伴う預かりを実施する。預かりは原則として 地域のサポート会員の宅にて行う。	地域包括ケア課

基本方針Ⅲ)次世代を担う青少年への支援

子どもが社会や地域に参加し、地域の中でさまざまな人や物事に触れ合い、体験や経験を重ねることによって、子どもの豊かな心を育てるよう、学習の場や機会を提供します。

また、子ども自身や保護者の抱える悩みが多様化する中で、困った時に気軽に相談できる 体制を充実するとともに、子ども自身からの相談が受け入れやすいような配慮を行い、子ど も自身をサポートしていきます。

さらに、インターネットの普及等による有害情報や有害環境に接触する機会が増えている ことから、メディアリテラシーの向上による情報の適正利用や非行・犯罪の被害者・加害者 にならないための支援を行い、青少年の健全育成を図ってまいります。

⑤ 子どもの居場所づくり

事業名	事業概要	主担当課
重点 学童クラブとわこうっ こクラブー体型放課後 対策事業の整備及び運 営	小学校9校において、学童クラブとわこうっこクラブを 一体的に運営する	保育施設課 生涯学習課
学童クラブ	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により保育を必要とする場合に、放課後や長期休暇時において、 適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図 る。	保育施設課
放課後子供教室 (わこうっこクラブ・子 ども教室)	放課後に小学校の余裕教室等を活用した放課後の安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の 方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化 芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。	生涯学習課
児童センター・児童館	児童に健全な遊び(スポーツイベントや農業体験、工作活動等を通じた運動と学習体験の場の提供等)を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設を設置、運営する。	保育施設課
中高生への夜間開放事業	日中の児童館利用が難しい中高生児童に対し、施設開放 時間を延長することで利用できる環境を整え、安心して 過ごすことができる居場所の確保を図る。	保育施設課
図書館・公民館	図書館や公民館図書室において、子どもたちが図書に触れることのできる機会を提供する。また、一部の公民館ロビー等を子どもたちの勉強や遊びのスペースとして提供する。	生涯学習課
総合体育館等 (運動のできる居場所)	総合体育館で子どもが友人等と卓球やバスケットなど 室内スポーツを利用する場を提供する。	スポーツ青少年課

⑥ 悩みを抱えた子どもへの支援

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
教育支援センターによる 相談支援	教育支援センターにおいて、相談を希望する保護者や児 童生徒、教職員等に対し、教育支援センターでの面談や 電話相談、学校訪問等の対応を行う。	学校教育課
学校教育相談	市内全ての小・中学校に設置している相談室において、 小・中学校に教育相談員、中学校にはさわやか相談員を 配置し児童生徒の相談支援を行う。さらに小学校にもス クールカウンセラーを配置することにより学校におけ る相談体制の充実を図る。	学校教育課
いじめ問題対策連絡協議会	「和光市子どものいじめ防止条例」に基づき、いじめの 防止にかかる市と学校、事業者、各関係との連携を図り、 早期発見・早期対応に向けての協議を行う。	学校教育課
適応指導教室	長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、和光市 教育支援センターにおいて適応指導教室を用意し、本籍 校に復帰することを目的として、学習の援助等を行う。	学校教育課
学童、児童センター・児 童館等による相談支援機 能の強化	利用する児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの育児相談等にも対応をする。気になる事項があった場合は、必要に応じ関係機関(市、相談センター、警察等)に情報を共有し対応を図る。	保育施設課
自殺防止対策	①市内小学校4年生~6年生及び中学生に対し、夏休みの課題として"いのちの標語"の募集を行う。 また、毎年9月には「和光市「こころ」の健康づくり月間」、3月に「自殺対策強化月間(国指定)」として広報に相談機関案内とこころの体温計案内(特集)を行う。	保健センター

⑦ 学童期・思春期から成人期に向けた青少年健全育成支援

事業名	事業概要	主担当課
学校教育における 青少年健全育成の推進	毎年、各小・中学校において警察や関係機関と連携し、 薬物乱用防止教室と非行防止教室を実施し、啓発を行 う。中学校においては、ネットモラル講演会を行い、 企業等から講師を招き、子どもの健全育成を図る。	学校教育課
青少年問題協議会	和光市青少年問題条例に基づき、青少年問題に係る関係機関の連携に関する事項や、市が実施する青少年問題に係る施策及び取組の推進、啓発に関する事項を協議し、青少年問題を総合的かつ効果的に推進する。	スポーツ青少年課
青少年への有害環境対策や 非行防止活動の促進	青少年育成関係団体による有害環境の浄化や非行防止 への取り組みを実施する。	スポーツ青少年課
青少年育成推進員会 講習会の実施	地域に青少年育成運動の趣旨を普及し、望ましい環境 づくりを促進する活動を行う青少年育成推進員に対 し、青少年期の子どもの教育について、家庭教育でで きることを学ぶための講習会を実施する。	スポーツ青少年課

基本方針Ⅳ)子どもが育つ環境整備

基本理念である自己肯定感をはぐくみ健やかに育つ環境づくりを推進するために、 小さいころから「食」に対する親しみや知識、選択する力を持つことにより、成人期 における生活習慣病等の予防支援を行い、健康な体をはぐくむ食育の推進を行います。 食育の推進に当たっては、和光市食育推進計画に基づき、企業・事業者・地域団体・ ボランティア等の様々な関係者が主体的かつ多様にコラボしながら公民協同を実現し するため「食育推進コンソーシアム会議」を設置し推進してまいります。

また、子どもの主体性を尊重した遊びや機会、環境を整えるとともに、子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図り、 地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します

⑧ 子どもの健康な心と体をはぐくむ食育推進

古光力	市米州 市	수 to Vi 등표
事業名 	事業概要	主担当課
保育園等における食に関する取組(子ども 向け/保護者向け)	保育園に入所している子どもに対し、日々の給食提供 や食育活動を通して健やかな心と体を育めるよう支援 するとともに、保育施設の取り組みを通じて保護者支 援を行う。	保育サポート課
学校教育における食に関する取組(子ども 向け/保護者向け)	食育レシピ集のホームページ掲載、給食試食会や地産 地消の推進、「早寝早起き朝ごはん」の国民運動の実施 (啓発活動等)などを実施することにより子どもや保 護者への食育に関する支援の充実を図る。	学校教育課
友好都市「十日町産 魚沼コシヒカリ」の 給食使用	お米の産地である友好都市の十日町市を広くPRするため、10月から3月までの月1回、十日町産魚沼コシヒカリを市内小中学校で使用する。	学校教育課
みどりの学校ファームに よる栽培体験活動	心身共に発育段階にある児童や生徒が農業体験活動を 通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を 深めるとともに、豊かな情操力や生きる力を身につけ ることねらいとし、学校単位で農園を設置し、植え付 けから収穫までの複数の生育過程を学ぶ。	学校教育課
乳幼児健診時栄養教室	乳幼児健康診査時、管理栄養士による離乳食教室や、 幼児食に関する教室や相談を行う。	ネウボラ課
乳幼児健診時むし歯 予防教室	乳幼児健康診査時、歯科衛生士によるむし歯を予防す るための教室を行う。	ネウボラ課
子育て支援拠点での 食育講座の実施	食育コンソーシアム会議の取組として、食育推進計画 の「ライフステージ別の食育の推進」に基づき子育て 支援拠点において、構成員と協働で保護者とその子供 に対して食育講座を実施する。	地域包括ケア課・保健センター
公民館での食に関する取 組の実施	公民館において、おやこ料理教室等の食に関する取り 組みを行う。	生涯学習課

⑨ 子どもの主体的な遊びの機会の提供と環境整備

事業名	事業概要	主担当課
図書館での子ども向け事業の実施	図書館において、ブックスタート事業、あかちゃんと 楽しむ絵本とわらべうたなど、乳幼児期から本と接す る機会を作るとともに、中高生参加事業も実施する。	生涯学習課
あそぼう会	保育園の園庭を開放し、日常の保育を通じて子育て家 庭への支援を図るほか、保護者同士の交流などを行う。	保育サポート課
プレーパーク事業	市内の子どもの居場所づくりや子どもの育ちを支援するため、地域団体等と協働し、市内の公園や児童センター・児童館等において、子どもの自由な発想による遊びを通じて、子どもの創造力、社会性及び健康的な発達を促す活動を実施する。	保育施設課
生涯学習機会の提供	市内の国の機関や民間企業の協力を得て、子ども大学わこうや子ども科学教室等の生涯学習事業を実施する。また「学校開放講座」など地域における学習機会の提供や公民館における子ども向け教室等を実施する。	生涯学習課
スポーツに関する教室・ 事業の実施	スポーツに関する様々な事業を通じて、子どもがスポ ーツに関わる機会を提供する。	スポーツ青少年課
青少年健全育成事業の実 施	青少年和光市市民会議において、夏季スポーツ大会やた こあげ大会など、子どもたちが親や地域の方、友人と交 流を図るイベントを実施する。	スポーツ青少年課
和光市青少年相談員協議 会ジュニアリーダーの育 成	青少年相談員協議会が青少年の健全な育成のため、小学3年生~小学6年生を対象に、学年や学校の異なる多様な仲間達と共に過ごし、様々な体験活動を行う機会を作る。 小学生からジュニアリーダーを育成し、地域のボランティア参加、将来の青少年相談員の担い手を育成していく。	スポーツ青少年課
地域の遊び場の整備	各区画整理事業地域において新規公園を整備するとともに、既存の公園については、公園遊具の更新や、プレーパーク等の実施により、子どもの遊び場としての定着を図る。	都市整備課
職業体験	中学校2年生に2日間、勤労の尊さや生産することの 喜びを体得するため各事業所において職場体験を行 う。	学校教育課
子育て活動推進事業費補 助金	子育て活動支援を行っている団体の事業について、審 査の上、一事業当たり上限10万円で補助を行う。	ネウボラ課

⑪ 子どもを守る安全対策

事業名	事業概要	主担当課
子育て支援施設等での AEDの設置	子育て支援施設等にAEDを設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整える。	保育施設課 保育サポート課
保育施設等の耐震性の確 保	旧耐震施設について、耐震補強等を実施し、十分な耐 震性を確保する。	保育施設課
公園の安全確保	子どもの安心・安全な遊び場の確保のため、公園に設置している遊具の点検を行うとともに公園の樹木を計画的に剪定し、公園内の見通しを確保する。	都市整備課
道路環境整備の推進	子育て世帯が安心して外出等ができるように、安全な 歩道の整備を行う。	道路安全課
教育・保育施設等におけ る避難訓練等の実施	教育・保育施設や子育て支援施設等において、非常時 の対応を円滑に実施できるよう、定期的に避難訓練等 を実施する。	保育施設課
防犯パトロールの実施	青色防犯パトロールカーによる市内の防犯パトロールを業者委託で実施し、不審者情報等の事案が発生した場所を重点的にパトロールを行い、子ども等の安全確保を図る。	危機管理室
子どもの見守り放送の実 施	小学生の下校時に合わせて子ども自身の声により見 守り放送を流すことで、子どもの帰宅時間を促すとと もに、地域の見守りを促す。	危機管理室
防犯マップの作成・支援 の実施	小学校区ごとにフィールドワークを実施し、市内防犯マップの作成を行う。また、フィールドワークで得た情報を新たに防犯マップに追加し、ホームページに掲載するとともに、学校の授業等で防犯マップを活用し、子ども及び保護者への危険個所の認知度を高める。	危機管理室
交通安全教室の実施	小学校1年生と小学校4年生に、横断歩道の渡り方や 自転車の安全な乗り方など交通安全教室を実施する。	学校教育課 道路安全課
通学路の安全確保 (スクール ガードの育成等)	通学時の交通事故等の防止のため、スクールゾーンの 設定や交通指導員の配置、スクールガード・リーダー の活用を行う。	学校教育課
地域住民による公園の見 守り体制の整備	ボランティアによる地域の見守り体制を創出する。	都市整備課
青少年育成推進員会 青少年をまもる店訪問調 査活動	青少年の健全な成長を阻害し、非行のきっかけになる 恐れのある商品を「売らない」「置かない」「買いにき たら注意を促す」について協力をする青少年をまもる 店協力店に、青少年育成推進員が訪問し、青少年の購 買状況や、地域の様子などの調査を行う。	スポーツ青少年課

基本方針V)教育・保育等の基盤整備

① 教育・保育等の基盤整備計画(量の見込みと提供体制)

事業名	事業概要	主担当課